

山口県社会事業と婦人方面委員

—大量採用の背景の検討—

○関西学院大学 今井小の実 (002722)

キーワード3つ：社会事業，婦人方面委員，山口県

1. 研究目的

社会事業の成立、発展に女性が果たした大きな役割については、欧米においては明らかにされつつある。社会事業が慈善事業から脱皮していく際、特に女性はその専門職化を通じてその発展に貢献したのである。しかし日本では、女性ではなく男性、特に官主導で社会事業が展開されてきた。そして社会福祉の専門職が、欧米に比べ、遅れをとっていることが度々指摘されてきた。つまり欧米と日本の福祉のあり方の相違を考えたとき、その分水嶺が揺籃期の女性の福祉分野への進出如何にあったと仮定できる。そこで報告者は、戦前において社会事業を担うケースワーカーとして期待された方面委員制度に焦点をあて、女性の参加状況を通じて日本の特殊性を方向づけた背景を検討してきた。

日本の方面委員制度のモデルとなったのは、大正時代に創設された大阪府の制度だが、大阪では婦人方面委員の必要性については認めつつもその積極的な採用にはつながらなかった。その一方で、山口県、九州地方では多くの婦人方面委員を排出している。たとえば全国方面委員概況（『日本社会事業年鑑』昭和9年版）によると、山口県では303人（1460人中）、男女比からみれば宮崎県の21%（710人中の146人）も遜色ないが、実数から見れば全国のなかでの山口県の量的な優位性は明らかである。

そこで今回の研究では、山口県に焦点をあて、なぜ同県においてこのような大量の婦人方面委員を採用することになったのか、その背景を検証する。またなぜ山口県のあり方が日本のスタンダードにならなかったのか、その理由も併せて検討することによって、山口県の特異性が明らかにされるとともに、当時の日本の社会事業の全体像がよりくっきりとその輪郭をあらわすことになると思われる。

2. 研究の視点および方法

山口県社会事業については、すでに杉山博昭氏の質量ともに優れた研究蓄積があり、今回の研究のオリジナティはそこにジェンダーの視点を入れたことにある。研究方法であるが、当初方面委員制度の運営主体であった山口県社会事業協会の機関誌『山口県社会時報』のレビューを中心とする。また県議会の速記録、愛国婦人会など女性団体に関する文献、さらに通史的な資料も随時、参照した。対象時期は、方面委員制度の実施を促した山口県社会事業調査会の発足（1922年）した大正時代後半から、同制度が救護法の補助機関

として期待されていく昭和初期までとした。具体的な作業としては、文献資料で得た情報をデータ化し、時系列的にまとめ、同時に日本全体の動きもみて婦人方面委員創出の背景をより広い視野で検証、分析できるようにつとめた。

3. 倫理的配慮

本研究は歴史研究の方法をとる。そのため、用語等については当時、使用されていた文献の表現そのままを用いることもある。しかし報告の席ではその旨を伝え、またレジュメについても「」つきで引用であることを明示することによって、倫理的配慮を徹底する。

4. 研究結果

日本政府、県議会、山口県社会事業協会、婦人団体の動向を文献によって検証していくことで、山口県の当時の社会事業の状況をより広い視野からとらえることができた。特に社会事業協会の機関誌『山口県社会時報』あるいは、協会の刊行物はその直接的な情報源となった。また県議会の速記録も、県政の状況のみならず、国や政党と議会都の関係、そして山口県独自の思想がうかがえる資料で、分析のための貴重な材料となった。

資料を検討した結果、王政復古を実現した明治維新の立役者との自負心が強い山口の県民性が明らかになり、それが保守的な思潮と相反するように見える婦人方面委員の大量採用につながったという山口県独自の背景が浮かび上がってきた。すなわち、「虎ノ門事件」（難波大助による皇太子襲撃事件）や「共産党事件」といわれる山口県出身者のかかわった事件に対して、皇室崇拝、国体維持という立場から大きな危機感をもったことによって、思想善導の役割を女性に求めたことが社会事業参加への期待につながり、やがて婦人方面委員の大量の創出につながったという事情である。また、そのような状況を可能にしたのは明治時代より活発に活動を行ってきた愛国婦人会、日本赤十字社の両山口支部の存在も大きかったと考えられる。しかしそれについてはすでに杉山によって検討されているため、今回の報告では社会主義に対する防波堤、思想善導という側面から、山口県における婦人方面委員の積極的登用の背景を検証した。さらに児童や乳幼児、そして妊産婦保護への関心の高さが女性の大量採用につながっていることも指摘したい。具体的な内容については、当日、配布するレジュメ、資料を参照していただきたい。

5. 考察

上記の結果にみられるような県独自の条件が、山口県の婦人方面委員採用を全国的なスタンダードと成し得なかった一つの要因ではないだろうか。また婦人方面委員登用の背景に明治維新に由来する中央政府への優秀な人材の排出、方面委員の運営主体が形式的とはいえ社会事業協会という民間であったという山口県独自の事情もあるとしたら、日本の社会事業が男性、そして官主導で行なわれたことの逆説的な証左にもなる結果と考えられる。